

# 市民農園の利用について

## 1 設置目的

市民農園は、都市住民等に「農業体験・土・自然と親しむ」事を通じ、心身共にリフレッシュしていただくことを願い、また、文化・経済などの交流を促進し、地域の振興に資する目的を持って設置されたものです。

市では全体を公園的にイメージした管理に心がけ、使用者管理部分以外は、市民にも開放しています。

（※市民農園は、単なる別荘的な利用及び居住を目的とした施設ではありませんのでご注意ください。）

## 2 使用者条件

市民農園の使用は、使用者自らが次の条件を満たす者として認められた場合に申請を受け付け、使用者を決定します。

- (1) 充実した菜園・ガーデニング等農業体験ができる者
- (2) 地域住民と積極的に文化・経済交流ができる者
- (3) 共同作業・全体ミーティング・イベント等に参加できる者
- (4) 自ら農園を耕作できる者（家族・グループ利用可）
- (5) 契約地・施設を善良に維持管理できる者
- (6) 大町市の市民農園に関する条例・規則等を遵守できる者

## 3 利用申請

- 農園施設の利用は、毎年申請に基づき審査し利用者の決定をします。
- 使用を希望される場合は、「大町市市民農園利用申請書」に記入の上、添付書類とともに郵送または持参により提出してください。
  - (注) ・初年度は、休憩施設付農園と貸農園の同時使用は認めておりません。
  - ・添付書類は、下記の書類です。
    - ・休憩施設（ラウベ）付農園申し込みに伴うアンケート
    - ・登録者全員の住民票原本及び写真
- 書類選考を行った上、使用の可否を決定します。
- 申請は先着順に随時受け付けますが、申請者数が募集区画数を上回った場合はキャンセル待ち名簿に登録します。ただし、有効期間は2年間とします。

## 4 使用決定・契約

- 使用を決定した場合は、使用決定通知書により通知します。同時に契約書と同封しますので契約手続きをしていただくようになります。
- 契約期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年契約とします。
- 農園の使用は5年間まで継続が可能ですが、下記の事項に該当する場合は、

原則として継続を認めません。

- ・管理不十分による注意を年3回以上受けたとき、または1回以上の注意が毎年続く場合。
  - ・注意が守られない場合または改善が認められない場合。
  - ・4月から11月の間に延べ30日以上の利用がない場合。
  - ・その他、市民農園を使用することが不相当と判断した場合。
- 契約期間中であっても、次に該当する場合は使用許可を取り消すとともに、契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・市民農園に関する条例及び規則、利用契約書の規定に違反したとき。
  - ・使用申請に偽りのあったとき。
  - ・使用許可の条件に違反したとき。
  - ・禁止行為が守られないとき。
- 契約は、代表者と締結を行いますが、申請書に登録した使用者全員が契約代表者と同等の権利と義務を有するものとします。
- ・登録者が未成年者の場合は、親権を持つ使用者が義務を負うこととします。

## 5 使用料等

- 農園使用料は、1年分を一括してお支払いいただきます。市が発行する納入通知書により指定日までに納入してください。
- 共益費（合併処理浄化槽管理費）、光熱水費については市または業者へ毎月（水道料は隔月）お支払いいただきます。